1 意見聴取

(パブリック・コメント手続)

- 第9条 執行機関は次に掲げる政策等の策定をする場合は、パブリック・コメント手続を実施しなければならない。ただし、第6条第2項に掲げる事項を除く。
  - (1)総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
  - (2) 市の基本的な制度を定める条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃に係る案の策定
  - (3)その他執行機関が必要と認めるもの

# (実施の公表)

- 第10条 執行機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、 あらかじめ次に掲げる事項の公表をしなければならない。
- (1)政策等の案を作成した趣旨及び目的並びに背景
- (2) 政策等の案を立案する際に整理した市の考え方と論点
- (3)市民が当該政策等の案を理解するために必要な関係資料

#### (意見の提出)

- 第11条 執行機関は、前条における政策等の案を公表した日から起算して30日以上の期間を設けて、意見を募集しなければならない。ただし、当該期間を設けることができない特別な事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
  - (1)書面の持参
  - (2)郵送
  - (3)ファクシミリ
  - (4)電子メール
  - (5)前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める方法
- 3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名その他市民等であることを示す事項を明らかにするものとする。

# (意見の考慮及び結果の公表)

- 第12条 執行機関は、市民から前条における意見が提出されたときは、当該市 民の意見を行政運営に反映させるよう努めなければならない。
  - 2 執行機関は、前項における市民から表明された意見については、これに対する考え方及びその対応結果を公表しなくてはならない。
  - <del>5 前各号に定めるもののほか、パブリック・コメント手続に関し必要な事項は</del> <del>別に定める。</del>

第3節 懇談会、説明会

### (懇談会、説明会)

- 第13条 執行機関は、附属機関等による方法のほか、課題、問題点等の説明を 通して、広く複数の市民の意見を聴取する必要がある場合は、説明会を開催しなければならない。
- 2 執行機関は、附属機関等による方法のほか、課題、問題点等の抽出と選択を 通して、広く複数の市民及び市民間の意見を聴取する必要がある場合は、懇談 会を開催しなければならない。
- 3 前2項の場合において、事前に開催日時、開催場所、議題等を公表し、開催 記録を作成し公開しなければならない。

第4節 アンケート調査

### (アンケート調査)

- 第14条 執行機関は、一定の質問形式で多くの市民の意見を聴取する場合、アン ケート調査を実施することができる。
- 2 執行機関は、前項の規定によりアンケート調査を行うときは、その目的を明 らかにしなければならない。
- 3 執行機関は、第1項の規定によりアンケート調査を行うときは、その結果を 公表しなければならない。

第4節 附属機関等

## (附属機関等の設置)

第15条 執行機関は、専門的な知識、経験等に基づく審議による答申や報告又は 個人の知識や経験に基づく自由な意見交換等による提言が必要な場合には、附属

# 機関等を設置する。

2 執行機関は、附属機関等の会議の開催に当っては、開催日時、開催場所、課題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合にはこの限りではない。

## (会議公開の原則)

- 第16条 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、次のいずれかに該当すると きは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。
  - (1)当該審議会等の法令若しくは条例の規定により、又は要綱等の規定により会 議が非公開とされているとき。
  - (2)川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条各号に規定する情報 に該当する事項について審議等を行うとき。
  - (3)当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生 ずると認められるとき。
  - 2 前項の規定により公開とされた会議について、傍聴希望者は、傍聴することができる。

### (会議資料の作成・公開)

第17条 執行機関は、附属機関等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条 各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

(附属機関等の委員の選任)

- 第18条 執行機関は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、その設置趣旨 及び審議内容に応じて可能な限り市民から公募しなければならない。
  - 2 執行機関は、附属機関等の委員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めなければならない。
  - <u> 4 前各項に定めるもののほか、会議公開に関し必要な事項は別に定める。</u>

2 意見提出

(意見の提出)

- 第19条 執行機関は、市民から市政に関する意見があった場合には誠実に回答するよう努めなければならない。
  - 2 執行機関は、前項の規定に基づき市民から提出された意見については、これ に対する考え方及びその対応の結果を公表するよう努めなければならない。